

北九保地介第2210号  
令和2年 1月24日

各居宅介護支援事業所 管理者様  
各福祉用具貸与事業所 管理者様

北九州市保健福祉局地域福祉部  
介護保険課長 岩村 恭代

## 福祉用具貸与対象品目について（注意喚起）

**減算に関わりますので、必ずご一読ください。**

平素より、本市の保健福祉行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、福祉用具貸与対象品目の中で複合的機能を有する福祉用具については、「それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。」「福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。」（平成12年1月31日老企第34号）とされています。

このたび、市内福祉用具貸与事業所において、上記内容が適切に運用されていない状況が見受けられましたので、下記のとおり関係通知等を周知いたします。

各居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所におかれましては今一度ご確認の上、遺漏なくご対応くださいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 平成11年3月31日厚生省告示第93号

厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（説明略）

1 車いす	2 車いす付属品
3 特殊寝台	4 特殊寝台付属品
5 床ずれ防止用具	6 体位変換機
7 手すり	8 スロープ
9 歩行器	10 歩行補助つえ
11 認知症老人徘徊感知機器	12 移動用リフト
13 自動排泄処理装置	

## 2 平成 12 年 1 月 31 日老企第 34 号

### 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて 第 1 の 3

#### 【複合的機能を有する福祉用具について】

2 つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

- (1) それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに 1 つの福祉用具として判断する。
- (2) 区分できない場合であって、購入告示に掲げる福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
- (3) 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に該当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。

### 3 福祉用具貸与に係る対象品目の選定について

- 貸与対象品目の適・否について、本市では公益財団法人テクノエイド協会「福祉用具情報システム（T A I S）（以下、「情報システム」という。）」を判断基準の一つとして活用しています。
- 上記協会は、有識者会議等を経て、貸与対象品目の適否を掲載していますので、各福祉用具貸与事業所におかれましては「情報システム」にて貸与該当品目の適否を確認の上、貸与してください。
- 「情報システム」上で、貸与対象品目として「不適當」であるにもかかわらず、代替物がない等の事由により当該用具を貸与せざるを得ない場合は、本市介護保険課まで必ずご相談ください。
- また、現在貸与中の福祉用具のうち、「情報システム」にて「不適當」となっているものについては、速やかに利用者への説明及び計画の見直しを行っていただき、貸与中の用具を交換する等のご対応をお願いします。
- 今後、「情報システム」上「不適當」であり、介護保険課からも「貸与可」との了解を得ていない場合は、『減算対象』となりますので、貸与にあたっては十分ご注意くださいと共に、貸与対象品目として「不適當」とされている用具を貸与している場合は、ただちに計画の見直しを行ってください。

公益財団法人 テクノエイド協会HP内 福祉用具情報システム（T A I S）

URL <http://www.techno-aids.or.jp/system/>

#### 【担当】

北九州市 保健福祉局 地域福祉部  
介護保険課 事業者支援係

TEL : 0 9 3 - 5 8 2 - 2 7 7 1